

静岡県食肉センター(仮称)新築他工事に関する価格等合意書(案)

静岡県食肉センター(仮称)新築他工事に関して、静岡県食肉センター(仮称)新築他工事に関する基本協定書第5条第2項に基づき、価格等の交渉を行った結果、当該交渉が成立しましたので、静岡県(以下「発注者」という。)と (以下「施工予定者」という。)との間で合意書を締結する。

1 合意内容

工事費、工事工程、工事の仕様及び発注条件(詳細は第〇回価格交渉議事録のとおり)

2 価格等の交渉

- (1) 施工予定者は、令和7年度以降の工事請負契約の締結に向けて、社会情勢等を踏まえ、最新の単価への置き換え等の変更を行った上で、発注者が指定する期日までに参考見積書を提出する。
- (2) 本合意書で合意した金額と参考見積書の見積金額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合は、改めて交渉を行う。
- (3) 上記に基づく交渉の結果、価格等の交渉の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とし、本合意を解除するものとする。

3 工事請負契約

工事請負契約は、本合意書に基づき、年度ごと前年度の1月に仮契約、2月議会定例会の議決を得た日と当該工事に係る国庫補助金の内示があった日のいずれか遅い日に工事請負契約を締結する。

4 準拠法及び管轄裁判所

本合意書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また本合意に関して生じた訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

5 その他定めのない事項の処理

その他必要な事項については、発注者と施工予定者が協議の上、決定するものとする。

上記の合意書の成立を証するため、この合意書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者

施工予定者